

令和 5 年 7 月 27 日  
一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会  
会長 村木 昭一郎  
(押印省略)

**「長崎市観光マスターブランド域内認知拡大に向けた交通広告の出稿」に係る業務委託について（募集）**

この度、長崎市観光マスターブランドの認知拡大に向けた域内交通広告への出稿の公募による見積合わせを行います。

記

- 1 件 名：  
「長崎市観光マスターブランド域内認知拡大に向けた交通広告の出稿」に係る業務委託
- 2 内 容： 別紙仕様書のとおり
- 3 参加資格：
  - (1) 当協会会員または「長崎市観光まちづくりネットワーク」に参画する事業者であること
  - (2) 次に該当しないこと
    - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）であると認められる。
    - イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
    - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
    - カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 または 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- 4 契約期間： 契約締結日（令和 5 年 8 月下旬予定）から令和 6 年 1 月 31 日(水)

## 5 募集期間等

| 項目     | 日程                   |
|--------|----------------------|
| 公募開始   | 令和5年7月27日(木)         |
| 見積書の提出 | 令和5年8月3日(木) 正午まで(必着) |
| 採択結果公表 | 令和5年8月8日(火) 予定       |
| 契約予定   | 令和5年8月下旬             |

## 6 見積書の提出：

### (1) 記載内容

見積書(任意様式)には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。

また、内訳がわかるように記載し、消費税額及び合計金額がわかるように記載すること。

### (2) 提出期限： 令和5年8月3日(木) 正午まで(必着)

## 7 記載事項と注意点：

- ・ 提出日
- ・ 宛名(一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎)
- ・ 事業者名(代表者肩書及び代表者名含む)、事業者の代表印の押印
- ・ 件名「長崎市観光マスターブランド域内認知拡大に向けた交通広告の出稿」に係る業務委託

## 8 提出先：

〒850-0862 長崎市出島町1-1 出島ワーフ2階

(一社)長崎国際観光コンベンション協会 企画部企画課宛

Email：[dmo@nagasaki-visit.com](mailto:dmo@nagasaki-visit.com)

## 9 その他：

- ・ 見積書の提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 採用事業者名についてはDMO NAGASAKI 市内事業者向け情報サイトで公開する。

## 10 問い合わせ：

(一社)長崎国際観光コンベンション協会 企画部企画課 担当：立石(小林)

TEL：095-823-7423 Email：[dmo@nagasaki-visit.com](mailto:dmo@nagasaki-visit.com)

以上